

# 大阪市立大学都市経営研究会（RAUM : Research Association of Urban Management）

## 会則（第6版）

2020年4月1日制定（第1版）

2020年9月1日制定（第3版）

2020年9月15日若干訂正（第4版）

**2021年4月20日最近改訂（第5版）**

**2022年3月1日最近改訂（第6版）**

（名称）

第1条 本会は、大阪市立大学都市経営研究会と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、大阪市立大学大学院都市経営研究科内に置く。

（目的）

第3条 本会は、都市経営に関わる学術研究の進展に寄与すること、都市経営に向けた取り組みを支援・促進すること、および大阪市立大学大学院都市経営研究科における研究教育を支援することを通じて、会員相互の学術研究交流を促進することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）紀要『都市経営研究（RJUM: Research Journal of Urban Management）』その他、本会の目的に適合する発行及び配布
- （2）研究会、講演会、及び公開講座等の開催
- （3）内外の研究会、研究機関との交流
- （4）総合的共同研究調査の実施
- （5）大阪市立大学大学院都市経営研究科の行う事業に対する援助
- （6）その他本会の目的を達成するため必要と認める事業

（会員）

第5条 本会の会員は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）正会員 次に掲げるものは正会員となることができる。
  - 1) 大阪市立大学都市経営研究科教員
  - 2) その他総会で承認された者

(2) 学生会員

1) 大阪市立大学 都市経営研究科または創造都市研究科（博士後期課程）大学院生で本会の趣旨に賛同する者

2) その他、総会で承認された学生

(3) 特別会員

1) 大阪市立大学都市経営研究科に在籍した教員

2) 大阪市立大学都市経営研究科または創造都市研究科（博士後期課程）修了生のうち別に定める条件で、総会で承認された者

(4) 名誉会員

1) 大阪市立大学都市経営研究科名誉教授

2) 本会に特別の貢献をした者

(5) 賛助会員 法人または個人で、本会の趣旨に賛同する者

(6) 購読会員 法人または個人で、本会が編集・発行する定期刊行物の定期購読のみを希望するもの

(会員の特典)

第6条 本会の会員は、購読会員を除き、次の特典を受けることができる。

(1) 紀要『都市経営研究』その他の刊行物を、無料または特価で配布を受けること（配布の方法は別途定める）。

(2) 本会の主催する行事への参加について特別の取り扱いを受けること。

(会費)

第7条 会員は、それぞれ別に定める会費を納めるものとする。会費の金額及び納入方法については、評議員会の議を経て総会で定める。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長（1名） 正会員のなかから互選する。

(2) 評議員（7名） 会長、都市経営研究科博士課程委員4名（各領域1名）、同副研究科長、同研究科長補をあてる。

(3) 編集委員（4名以上） 都市経営研究科博士課程委員かその代理者4名（各領域1名、正編集長含む）、副編集長2名（博士委員以外からも委嘱できる、兼務も可）。

(4) 正副編集長（3名） 博士委員より選出される正編集長1名、（博士委員とは限定しない）副編集長2名。

(5) 会計委員（1名） 都市経営研究科教育研究審議委員をもってあてる。

(6) 監査（1名） 正会員の中から互選する。

2 会長は、本会を代表し、総会及び評議員会を招集し、会務を統括する。

(役員任期)

第9条 前条に掲げる役員の任期は、会長は2年とし、他の役員は1年とする。ただし、重任を妨げない。  
ただし、都市経営研究科長の任期が食い違う場合は会長任期は1年とする。

(事務局体制)

第10条 本会の事務局は事務を処理するために、実務担当者若干名を委嘱することができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、各種役員会とし、以下のように開催する。

(1) 総会は、正会員で構成し、毎年1回開催する。正会員数の半数以上で成立し、議長は会長がつとめる。予算決算、人事、規約の改定など、最重要事項の決定をおこなう。

(2) 評議員会は、評議員(正編集長含む)、会計委員と、会長で構成し、重要事項がある場合適時開催する。その場合は都市経営研究科博士課程委員会終了後を原則開催とする。委員の半数以上で成立し、議長は会長がつとめる。重要事項の決定と総会議案の作成をおこなう。

(3) 編集委員会は、原則として電子的手段による開催により、月一回開催し、議長は正編集長がつとめる。査読論文・非査読論文の事項(査読結果等)の承認、編集要項(マニュアル)の決定ほかをおこなう。

(4) 編集委員会は、正編集長、副編集長の3名で構成する編集実務担当者(編集幹事)を指名する。実務担当者は、電子的手段で逐次、投稿等をうけて、査読論文・非査読論文の事項(査読者、査読結果)原案の作成と依頼、編集委員会議題原案の作成等をおこない、定期的に編集委員会に報告する。

2 会長は、必要があると認めるときには、臨時に総会を招集することができる。

3 会長は、本会の事業計画を実施するため、適宜、各種の委員会を設置することができる。

4 本会の運営に関する重要事項は、役員会の議を経て、総会で決定しなければならない。

**(発行物)**

**第12条 本会の発行する雑誌の著作権は本会に帰属する。電子公開は都市経営研究科の帰属する大学の機関リポジトリ等のウェブのみとする。ただし著者が自己の著作物等で利用することはかまわない。**

(会計)

**第13条** 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

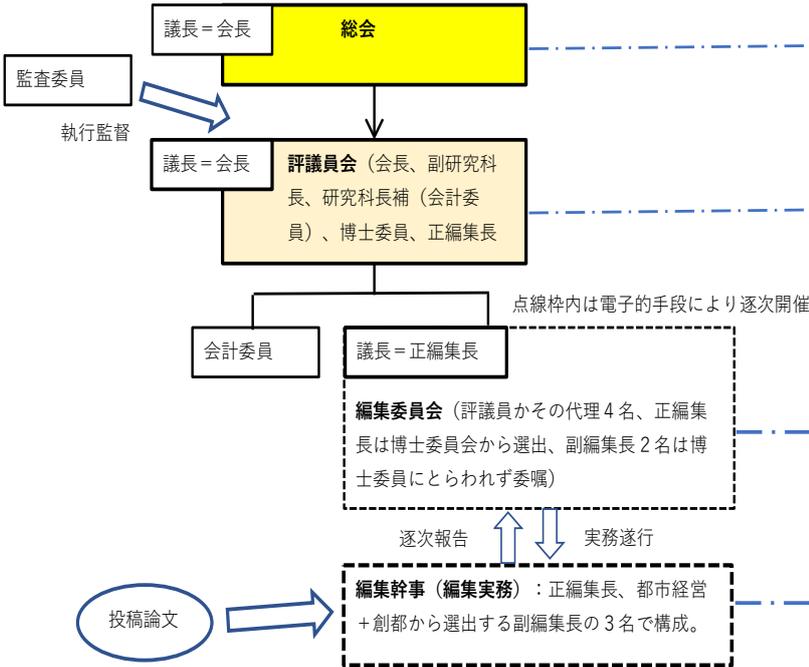
(改正)

**第14条** 会則の改正は、総会の議決を経なければならない。

附則

この会則は、**令和4年3月1日**から施行する。

都市経営研究会



開催形態：年1回以上数回、原則リアルだが電子的手段あり（都市経営研究科教授会修了後）。任務：人事、会員身分、規約改定、予算決算など、最重要事項の決定

開催形態：年数回、原則リアルだが電子的手段あり（都市経営研究科博士委員会修了後）。任務：重要事項の決定と総会議案の作成

開催形態：必要ある時、電子的手段。任務：査読論文・非査読論文の事項（査読結果等）の最終承認、編集要項（マニュアル）の決定ほか。

電子的手段で逐次。任務：投稿等をうけて、査読論文・非査読論文の事項（査読者、査読結果）案の作成と依頼、編集委員会が総会議題原案の作成。

## (2020年第2回総会決定2号議案)

会則第7条に定める会費の額、および第6条に定める会員特典と紀要の配布方法は、第5条に定める会員種別の条件ごとに、以下のようにおこなう。

- 1) 会員種別のうち、都市経営研究科在籍・退職教員、および都市経営研究科、創造都市研究科（博士後期課程）学生の在籍者および修了者は、当分の間、以下の条件で会費を無料とし、紀要の配布方法は原則として郵送をおこなわない。
- 2) 学生会員による投稿は、博士後期課程在学中かそれと同等以上の水準のものを想定する。

都市経営研究科・教員	現役	退職後
教員	無料	無料

都市経営研究科・学生	在学生	修了生
博士学生の入会者	無料	無料（学位取得者）
修士学生の入会者（投稿権はないが、購読権有り）	無料	研究計画提出審査で無料

創造都市研究科・学生	在学生	修了生
博士学生の入会者	無料	無料（学位取得者）